

宇都宮地方裁判所委員会（第11回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）
速報のため、事後修正の可能性あり

1 日時 平成19年9月19日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，金子達也，吉光寺ヒロ子，菊地勇己，小池幸男，坂本裕一，柴恵子，代田郁保，園尾隆司，田中徹歩，宮川博行

田中重夫は欠席

（ゲストスピーカー）

栃木県弁護士会弁護士 橋本賢二郎

（庶務）

津田豊事務局長，江川智津乃事務局次長，佐藤信哉総務課長，塩原義裕総務課課長補佐

（講師）

橋本賢二郎弁護士

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

(2) 意見交換等

ゲストスピーカーによる講演と意見交換

演題「司法制度改革に伴う弁護士業務への影響について」について講演（講師）

- ・ 弁護士業務全般についての話を伺ったが，質問や意見はあるか。（委員長）
- ・ 調停の当事者の反応を見ていると，弁護士に対して「敷居が高い」という印象を持っている人が多いと感じている。そもそも弁護士の力を借りて紛争を解決できる人は調停などは申し立てないわけで，要するに敷居が高く，お金をたくさん取られるのではないかと考えている人は，弁護士に相談に行く気もなく，なかなか良い印象は持っていないと感じている。調停で合意に達しなかった人がなおも自己の権利を主張する場合については，訴訟によるしかないのだから，弁護士会へ相談に行くように話はしている。若干の相談料金は覚悟して，専門家の見解を受けて，その後の費用がいくらかかるのかもはっきり確認して，自身の債権額等と見合うのであれば弁護士に依頼するように助言している。（委員）
- ・ 労働界では規制緩和が進んだ結果として，非正規社員がどんどん増えて全体の3割を占めるなど，二極化が進んでいる。働く上でのルール，規制が撤廃された結果として最低限の生活が脅かされるような状況にきている。弁護士界においても規制の撤廃や自由化の影響として，ペイしない仕事は受けない，骨が折れる仕事は嫌だということになってくると，まさに二極化して，お金持ちは良い結果が得られて裕福になるが，そうでない人たちは社会から取り残されるということになり，弁護士が頼もしい権利の担い手という言葉に反する事例が生じるという懸念がある。やはり，弁護士の世界の規制撤廃の結果を予見して，セーフティネットをどのように構築するかといったこ

とが大きなテーマになってくると思う。

また、一般市民には弁護士の世界のことは意外と知られていない。その結果としてなかなか弁護士には相談に行かない。自己破産や離婚などの問題は早く弁護士に相談して対策をとれば身軽になれるわけで、開かれた営業を弁護士が行うことはプラスの面も持っている。弁護士の業務の変化は、このように光の部分と陰の部分があるので、見極めて行かなければいけないと感じている。(委員)

- ・ 弁護士会の世界も、伝統的なスタイルを踏襲している面は医師会に似ていると思う。ただし医師会は、紹介者がなくても、患者は誰でも受け入れている。今後、弁護士の数が増えて専門分化していくということだが、医師の場合は専門分化した結果、逆に受入率が悪くなったという面が見られた。また、弁護士は弁護士会に加入していないと弁護士業務ができないとのことで、医師会に加入していなくても診療ができる医師とは異なるが、一定の質の担保をするためには全員が団体に加入していた方が良いと思う。この姿勢は最後まで崩して欲しくない。(委員)
- ・ 弁護士に限らず、高度の専門職の人が、資格を持っているだけでは飯が食えなくなってきている時代にあるのは事実である。セーフティネットといった社会の仕組みは大切ではあるが、これまで制度によって守られてきた弁護士、公認会計士、税理士、医師等の高度の専門職であっても、本当の適性や実力を持っていないと、その職業を全うできないという時代になっている。一方で司法試験の合格者が増えることによって、質の低下を含めて色々心配することもある。弁護士界の問題に限らず、あらゆる職業に関連する問題であり、時代の流れであると感じている。(委員)
- ・ 最近報じられている新司法試験の結果あるいは就職難の問題などによって司法制度改革によってどのような影響が生じたか理解していたつもりであったが、弁護士会の組織や弁護士の方々が正に変化の最先端に置かれていると感じた。(委員)
- ・ 随分我が国も訴訟社会となって、弁護士の方々は毎日忙しく活動しているのかなと感じている。司法制度改革によって、弁護士にも内情として相当深刻な悩みがあるという印象を持った。今後、司法試験の合格者を相当増やしていくということであるが、裁判員制度が始まって、この制度を担う弁護士がどのようになるのか関心がある。(委員)
- ・ 市民相談を受けていると、説明をしても納得しない市民がたくさんいる。納得しなければ裁判でもやってもらうほかないということで、そういうケースが年々増えている印象である。その意味では、弁護士に対する需要というのは増えてきていると思う。今後、弁護士が増えれば、ある程度安い費用で気軽に相談できるのかな、といった期待を持っている。しかし、司法制度改革でも陰の部分があり、儲からないものは受けられないということになると、これは大変だなと思う。弱者の方には家計が苦しい人もおり、そういう人を救済する道筋をたてていくことが大切である。(委員)
- ・ 弁護士数が増えれば、競争が促進されてうまくいくかということ、それほど単純な問題ではない。民事関係と刑事関係に分けて、まずは民事分野について、弁護士が国民の紛争の解決により効果的に業務関与していけるか、民事上の紛争解決という分野における弁護士の役割はどうか等について意見交換できればと思うがいかがか。(委員長)
- ・ 30年以上弁護士をしているが、これまでは伝統的な弁護士のスタイルで業務を行

ってきているので、司法制度改革に伴う新たな制度や考え方に付いていこうと努力はしているが、やはり戸惑っているというのが率直な感想である。弁護士会も若い人がどんどん増えてきて、中には名前と顔が一致しない人もいる。従来の弁護士会ではあり得なかったことである。新しい試験に合格し、新しい制度の下で仕事をしていこうという人たちが増えており、いまは丁度その過渡期ではないかと感じている。私の経験から言えば、民事事件で大切なことは、依頼者や相談者と弁護士との間の信頼関係である。信頼関係がきちり保たれていないと、色々な問題が起きてくるというのが現実である。そういう意味で、弁護士としては紹介者がいれば安心だということになるのである。突然電話がかかってきて相談や依頼を受けてもらえるかと言われても、ためらってしまう部分がある。初めての依頼者と信頼関係を築くには時間がかかるもので、そのような過程を経ていかないと、きちりとした形での解決ができない。そういう意味で、これからの若い弁護士にとっては、初めての人から依頼を受ける場面が多いだらうと思うので、事件処理が大変になるのかなという感想を持っている。

従来は、弁護士と相手方とのトラブルが多かったのであるが、最近は、自分の依頼者との間で意見が合わないとか、自分の弁護士には信頼が置けないということで、別の弁護士に相談するといったことも増えている。金銭面でも、高すぎる、返してくれと率直に言う人もいて、いろいろな層の人が増えている。依頼者の数が増えるという面もあるが、弁護士の側も従来の意識を引きずっているということもあり、事件処理が非常に難しくなっている。(委員)

- ・ 弁護士内部の制度改革で、弁護士過疎の解消策あるいは広告の規制撤廃などは、いつごろに、どんなペースで導入がされたのか。(委員)
- ・ 平成13年に広告規制は撤廃されて、現在は品位を害するという例外を除いては自由化されている。規制されていた当時は、事務所の看板や暑中見舞い、事務所便りなど限られたもので、一般大衆全般に向けて無差別に広告することは許されていなかった。

弁護士過疎の問題では、平成8年5月に日弁連定期総会で弁護士過疎の解消として、いわゆる名古屋宣言を出して、全国の地裁本庁、支部すべての地域に弁護士会が運営する相談センターを設置するという宣言をした。それ以外に、具体的事件を担当する弁護士を過疎地域に増やすため、ひまわり基金というものを設けた。ひまわり基金を用いて過疎地に公設事務所を設置して、そこにスタッフ弁護士を配置することで、現在まったく弁護士が支部管内にいない地区は全国で30か所になった。これをできる限りゼロにするという方針である。ひまわり基金を用いて運営される公設事務所での弁護士活動は任期制であるが、若手弁護士には人気がある。それまで弁護士がいなかった地域であることから、新たな需要が喚起されるのである。また、事務所開設面や運営面で事務所に赤字が生じた場合には、日弁連から援助もされることになっている。(講師)

- ・ これまで弁護士業務では、紹介者がいたり、信頼関係が保てるところで業務を受けたりしていたことが伝統的で、広告で集まってくる者を相手にする状況にはなかったとのことだが、例えば医者などでは「外科」や「内科」といった看板は掲げている。むしろ交通事故が専門であるとか、弁護士にも看板を掲げてもらった方が庶民の感

からすると相談に行きやすいと思うのだがどうか。(委員)

- ・ 一人一人の弁護士があちこちに広告を出すことには限界があるので、当弁護士会の場合、ホームページに弁護士情報を検索できるシステムを作っている。しかし、これもなかなか限界があり、パソコンが操作できないとアクセスができない。(講師)
- ・ 検索したとしても、紹介者がいないと依頼を受けてもらえないのではないのか。(委員)
- ・ 一見さんお断りというスタイルは、現実にはあるのではないかと思う。反面、例えば、法テラスを経由する法律扶助事件では、基本的に紹介者のいない一見さんのようなものであるが、現実には法律扶助事件は増加してきており、紹介者がいないから依頼を受けないというスタイルは減ってきているのではないかと思う。(講師)
- ・ 弁護士の社会的役割として、義務とまでは言わないが、たとえば一年間にこのような事件を扱ったという具体的な事例を公開してもらえれば、この弁護士はこれが専門で多くの案件を手掛けているといったことが一般の我々でも理解ができるではないか。(委員)
- ・ 確かに、誰もがパソコンを操作できるわけではないから、例えば、弁護士会に行けば相談者が情報を見せてもらえて、その中から弁護士を選定する、例えば、この先生はこういう事件をたくさん手掛けている、自分の事件はこういう事件であるから、この先生にしようとか、クライアントが自分で選択できる情報を与えてもらえたらよいと思う。自分の抱えている問題によって、その問題の専門的知識を持っている方を頼りたいのは人情であり、ここら辺りが満たされればよいと感じる。(委員)
- ・ 現状では、この検索システムに登録している弁護士は、全体の半数に満たない状況にある。(講師)
- ・ 一見さんお断り、紹介者なしでは話を聞いてもらえないことがあり得るということだが、その状態を弁護士会という組織としてフォローすることはないのか。(委員)
- ・ それが弁護士会が行っている法律相談である。現在は予約制で、相談料は必要であるが、当番弁護士がいて、どなたでもその弁護士に相談できるシステムになっている。(講師)
- ・ 信頼関係を築くことが大切ということだが、少しの法律相談で信頼関係が築けるとは思えないわけで、そこを乗り越えないと依頼者と弁護士との間の環境は整備されないことになる。そこまで突っ込んだフォローを考えた方策などはないのか。(委員)
- ・ 法律相談は時間が限られており、なかなか突っ込んだ話までは難しい状況である。ただ、こういう資料があれば話が解りやすいといったアドバイスをすることはある。(講師)
- ・ 紹介者がいないと依頼できないというのは大きな部分であると思うが、一見さんとして断られない環境ができるのかというと、当然お金を持っていれば良いが、依頼者によっては弱みの部分もある。先ほど弁護士と依頼者とのトラブルの話があったが、リスクがあることをある程度分かっているにもかかわらず弁護にあたりとか、この点を公の部分で何とかフォローできる面があれば、もっと我々は相談しやすくなるのかなという感想を持った。

(委員)

- ・ 法律相談は、限られた時間の中で単発的に終わってしまう。問題は、相談だけではなくて、次の段階としての要求、例えば裁判をやって欲しいと言われた場合、法律相談を受けている側からすると、事件としては難しいから無理であると言っても、それでもやって欲しいという人もいる。また、正しい要求であっても、この人と付き合うのは弁護士としての生活を乱されてしまうので困るなという人もいる。次のステップで受ける、受けないと言うのは、その弁護士の考え方や許容量の問題である。難しい事件は受けたくないと言う弁護士もいる。それに見合うものを保障してもらえればやっても良いという場合もあり、なかなかその辺りのバランスが難しい。事件を受けることは難しいもので、普通の人であれば受ける場合が多いとしても、中には、この人の事件はちょっと受けたくない、他の先生のところでもう一度相談してくださいと、悪い言葉で言えば逃げてしまうような場合も、ほんの僅かだが、あるかと思う。(委員)
- ・ 旧来のスタイルの弁護士と信頼関係を築いていくのか、あるいは庶民的で友だちのような弁護士がこれからの世の中の中心になっていくのかは問題であると思う。できれば我々はトラブルを起こしたくはないのだから、裁判所や弁護士とは関わりたくないのである。仕方なく弁護士の所に相談に行くわけであるから、そうなるとやはり信頼関係の上で、この人は尊敬できるからという流れが今までの弁護士のイメージであった。しかし、司法制度改革の中では、町内会の中の世話役みたいな相談相手としての弁護士を増やしていこうということだと解釈すれば、別の方向性が見えると思う。それ程専門的な知識がなくても、状況に合わせて庶民感覚で相談に乗ってくれるような弁護士を増やすという流れの中での司法制度改革であるならば、それも一つの手かなと思う。(委員)
- ・ 身近な庶民の法律家という存在からすると、どうやって弁護士の皆さんが営業をするかという観点が大切だと思う。法テラスが誕生したことは、これも販売ルートの開拓の一つだと思う。たとえば栃木県の弁護士マップというものはないわけで、市民は、どういう弁護士がどこで開業しているのかすらも知らないのである。栃木県弁護士会が意見広告を出すなど、営業政策をどうするかを考えることによって、身近な法律家という存在が実効的になってくると思う。(委員)
- ・ 実は、弁護士マップは、数年越しで委員会で検討している懸案の一つである。計画が出ては途中で止まってしまう。労力がかかるという理由もあれば、わけの分からない依頼者が一杯押し寄せる、筋が悪いというか、要するに弁護士を渡り歩くような依頼者も出てくるのが懸念されている。どこかに気の合う弁護士がいるはずだという意識で来られては迷惑であるという理由もあり、反対する意見も依然多い。(講師)
- ・ 弁護士マップについては、個人情報の問題も確かにあるが、一般の庶民は、どこに良い弁護士がいるのか、この問題に詳しい弁護士がどこにいるのかが分からない。情報を開示してもらって、情報を求めている一般市民に提供することが、まずは敷居を低くする第一歩ではないかと思う。そうした情報がないから、敷居の高い雲上人になってしまうのである。(委員)
- ・ マップには、掲載したい人だけが載せればよい。医療関係ではそのような名簿に約8割の人が掲載をしている。弁護士の場合であつたら、もっと低い数字になるのではないかとも思うが、作ってみれば市民は喜ぶと思う。(委員)

- ・ 群馬県では、上毛新聞社と提携して弁護士の情報を書籍化をしており、弁護士会のほぼ全員がマップに掲載されている。(講師)
- ・ 弁護士の敷居が高いということには、お金がかかるのではないかと皆が考えているからだと思う。価格が分からないことが敷居を高くしている大きな原因だろう。決められた価格を示すことが大きな営業戦略である。価格の開示というのは、マップと併せて重要な営業戦略である。目線を低くという面では、やはり営業という視点が必要であると思うがどうか。(委員)
- ・ 弁護士マップを発行しているところは、大抵価格についても説明している。価格は自由化されているといってもスタンダードなパターンがあり、実は日弁連が全国の弁護士にアンケートを実施し、この種の事案であれば概ねこのくらいという金額を集計したものがあつた。価格を示すとしたらこのような金額を参考にすることになる。(講師)
- ・ 司法制度改革によって司法試験の合格者を3,000人に増員するということがだが、これは旧試験時代の6倍の人数にあたる。果たして全員が有効に機能できるのであろうか。私は基本的に多すぎると思う。現実に試験に落第している修習生など質の低下を示す事例も見られる。司法書士会との絡みでは、簡裁訴訟代理権の件で弁護士の仕事を少し食われている面もある。合格者は増えるが仕事は減る。何か逆行しているように感じるがどうか。(委員)
- ・ 合格者3,000人については、早急に改めるべきという意見が、当弁護士会では大多数である。ただし、日弁連執行部の公式見解は、依然としてゼロワン地域を解消することが先であるとしている。(講師)
- ・ 当然過疎地域ということになると、ニーズがあると言っても、なかなか採算がとれる状態にはなり得ないのではないか。ひまわり基金によって公設事務所を開設したとしても、任期制ということもあり、そのような地域に優秀な人材を配置できるのだろうか。(委員)
- ・ 過疎地で業務が成り立つのであれば、そこは過疎地ではないことになる。ひまわり基金による公設事務所の業務態勢についてはこれからの部分もある。現在はクレサラ事件を扱っているが、早晚事件も減少していくだろうと思う。(講師)
- ・ 裁判官でも、子供の教育の問題などもあり、赴任先の希望としては大都市に集中する。人数を増やして全国にまんべんなく配置するといっても難しい問題がある。(委員長)
- ・ 弁護士は公務員ではなく、過疎地に人員を配置するわけにはいかない。自ら手を挙げなければ行かせられないわけで、理念と現実のギャップというか、合格者を増やしたことで解消される問題ではない。(委員)
- ・ ある程度強制力を持って過疎地に赴任させられる方策があれば別なのだが。(委員)
- ・ 方策といっても、現実には経済的にフォローする程度である。(講師)
- ・ それでは、次に、刑事分野の問題について意見があれば伺いたい。裁判員制度では集中的審理による負担から弁護士の引受け手が足りなくなるのではといった問題もある。これは一般国民との問題というよりも、主として裁判所と弁護士会との間でどのように裁判員制度を維持していくかという問題になろうかと思う。この点について意見があれば伺いたい。(委員長)

- ・ 裁判員裁判は、法廷の活動が耳目を引くので、ここで活躍すれば「あの弁護士はできるな。」とアピールすることができるではないか。刑事裁判の法廷において、証人尋問が上手い、弁論が上手いというような弁護士の力量は傍聴人にとっても分かると思う。裁判員裁判をPRの場と考え、腕によりをかけ活躍していただきたいと思っている。集中的審理ということが言われているが、一週間のうちに2日審理をして、少し間をおいて次の週に2日くらい審理がされることになると思われる。裁判員の負担を軽くするために、仕事を行いつつ週のうち2日くらい時間を作ってもらって裁判をするのである。弁護士にとっても、週の3、4日が連続してすべてつぶれるわけではなく、週のうちつぶれるのが2日、それが2週間というものであれば、業務上の調整もできるのではないかと思う。裁判員事件をやりたくないという点については、是非一考いただきたい。(委員)
 - ・ 裁判員事件が新分野であることは間違いない。弁護士としてのビジネスチャンスを見出そうという人が必ず出てくる。若手の弁護士の中には裁判員事件を担当したいという希望を持っている人も多い。必ずしも心配する必要はないと思う。(講師)
 - ・ 被疑者国選弁護制度が始まり、その範囲も今後拡大されることになり、そして裁判員制度が始まる。弁護士の刑事訴訟手続における役割がより一層大きくなり、尽力しなければならないが、実際に我々弁護士が刑事事件を担当する場面は少ない。年間数件、しかも私選弁護人として依頼を受けて担当する事件はほとんどない状態である。多くは国選弁護であり、この種の分野については、弁護士の義務感というか使命感で行っている。そういう点で、民事事件は断ることができるが、刑事事件ではそういう訳にはいかない。裁判員事件は新しい分野であり、新たなスキルを身につけることになり、私自身も興味がある。若い弁護士には、一層興味を持って取り組んでもらえるものと思っている。刑事事件はやってみるとおもしろい面がある。数は少ないが、そのような分野であると理解していただきたい。(委員)
 - ・ 講師から、最後に締めくくりで発言いただければありがたいと思うが。(委員長)
 - ・ 孟子の言葉で「恒産なくして恒心なし」というものがある。業務基盤をきちんとしていなければ、弱い人たちを助ける立場の仕事はできないということだと私は思っている。アメリカでは、経済的成功よりも弱い依頼者を助けるという部分に本分を見出している傾向が多いのであり、日本でもすべてとは思わないが、そういう気風はまだ残っているものと私は思っている。(講師)
 - ・ 次回のテーマについて、前回の委員会でも、ここにきて裁判員制度に関する具体的な手続がかなり決まってきたこと、また、裁判員候補者への通知も一年後に控えていることから、裁判員制度について再び取り上げて議論してはどうかということだったので、再度裁判員制度の問題を取り上げることとしたい。(委員長)
- (3) 次回開催日について
- ・ 期日は平成20年2月6日(水)とし、時間は午後1時30分から午後3時30分までとして開催することとしたい。(委員長)

以上